

AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2026 年 9 月 30 日

Contents

- I. 【メキシコ】AML 規制の最新動向
- II. 【シンガポール】シンガポールにおける企業買収コードの改正について

I. 【メキシコ】AML 規制の最新動向

1. はじめに

メキシコでは、連邦マネーロンダリング防止特定法(Ley Federal para la Prevencion e Identificacion de Operaciones con Recursos de Procedencia Illicita。以下「LFPIORPI」という。)に基づく AML 規制の見直しが進んでおり、2025 年 7 月の法改正を皮切りとして、2026 年 3 月には同法の規則(Reglamento)も改正されている。2026 年 8 月 7 日には、対象事業者の義務内容を具体化し、その実施・監督及び検証に責任を負う当局の権限を規定する内容の一般行政規則(Reglas de Carácter General。以下「RCG」という。)が公布された。今般の改正により、メキシコの AML 規制は、従来の顧客ファイル管理型のモデルから、リスクベース・アプローチ・モデルへと大きく変容した。改正によるアップデートの概要は下記 3.のとおりである。

2. メキシコの AML 規制の概要

メキシコの AML 規制は、銀行等の金融機関だけでなく、不動産、貸付、車両、宝飾品、専門サービス、仮想資産などのマネーロンダリングに対して「脆弱な活動(Actividades Vulnerables)」を行う事業者にも広く適用されている(LFPIORPI 17 条)。LFPIORPI 上、一定額以上の取引を行う事業者には、顧客確認(KYC)手続や当局への通知、入手情報保管などの義務が課されている(LFPIORPI 18 条)。

	分類項目	分類の説明
I	賭け事・コンテスト・懸賞	認可を受けて事業者等が行う賭け事、コンテスト、懸賞に関連する行為。チップ、カード等の販売を含む。
II	サービス・クレジット・プリペイドカード(非金融機関)	業として行うサービスカード、クレジットカード、プリペイドカード、その他貨幣価値保存手段を構成する手段の発行・販売(金融機関によるものを除く。)

III	トラベラーズ チェック(非金融 機関)	業として行うトラベラーズチェックの発行・販売(金融機関によるものを除く。)
IV	借入・融資(保 証の有無を問わ ない)(非金融機 関)	業として行う保証業務の付与、貸付・信用供与(保証の有無を問わない。)等(金融機関によるものを除く。)
V-1	不動産関連サ ービス	業として行う不動産の建設・開発サービス、又は売買・権利移転に関する仲介サービス。
V-2	不動産に関す る資金受領	販売・賃貸用の不動産の開発に利用する資金の受領。
VI	貴金属・宝石・ 宝飾品・時計の 取引	業として行う貴金属、宝石、宝飾品、時計の販売又は仲介。
VII	美術品の競 売・販売	業として行う美術品の競売又は販売。
VIII	乗り物(航空・ 海上・陸上を問 わない)	業として行う乗り物(新品・中古、航空・海上・陸上を問わない。)の販売又は流通。
IX	乗り物の防弾 加工	業として行う陸上車両及び不動産のための防弾加工サービス。
X	貴重品の輸 送・保管	業として行う現金又は貴重品の輸送・保管サービス(メキシコ中央銀行等が関与するものを除く。)
XI	特定の独立専 門サービス	独立した専門サービスとしての助言・コンサルタント・代理業等で、不動産売買、資産管理、口座管理、資本拠出、法人設立等に関与する行為。
XII	公証人による 公証業務	不動産に関する権利移転・設定、委任状、法人設立・変更、信託、貸付・信用供与などの公証業務。
XIII	非営利団体に よる寄付受領	社団・財団などの非営利団体による寄付の受領。
XIV	通関業	当局の許可を受けた通関業者・代理人による通関手続関連サービス。
XV	不動産の使 用・収益権の設 定	不動産の使用・収益権の設定。
XVI	仮想通貨(非 金融機関)	業として行う仮想通貨の電子、デジタル又は同種のプラットフォームを通じた交換業務(メキシコ中央銀行の承認外の仮想通貨の管理・運営、売買取引の促進・実行又は保管、移転。)(金融機関によるものを除く。)

		く。)
--	--	-----

3. RCG に基づく AML 規制のアップデート

AML 規制のアップデートの概要は、以下のとおりである。

- ① リスクベース・アプローチ:対象事業者は、顧客をその属性、事業・取引の内容、所在地その他の関連地域等を踏まえてリスク評価し、少なくとも低・中・高の 3 段階に分類し、最低でも半年に一度は見直す必要がある(RCG 10 条の 7 から 10 条の 7 の 6 及び 23 条の 2 から 23 条の 2 の 4)。そのうえで、リスク分類に沿って顧客を取り扱うものとする(KYC 手続や取引プロファイルの特定・監視、逸脱の確認)(RCG 23 条の 3 の 3 から 23 条の 3 の 4)。また、当局もリスクベース・アプローチに沿って権限を行使する(RCG 10 条の 7 の 6)。
- ② 実質的支配者(UBO、Beneficiario Controlador)(LFPIORPI 18 条 3)の確認強化:UBO の判定基準が明確化され、(a)25%以上の直接・間接保有、(b)その他の方法による実質的支配、(c)最高位の経営責任者又は上級管理職、という順序で特定・文書化する必要がある(RCG 23 条の 5 から 23 条の 5 の 3)。
- ③ 政治的に重要な公的地位を有する者(PEP)の確認強化:Consulta PEP 2.0 というツールを用いて確認し、本人に加え一定範囲の親族や関係者を対象とする(RCG 23 条の 4 から 23 条の 4 の 2)。
- ④ 自動監視メカニズムの導入義務:顧客・取引情報の継続的な保存・分析、逸脱検知、PEP や高リスク顧客、現金・貴金属使用の監視などを自動システム上で処理する体制が必要となる(LFPIORPI 18 条 10、RCG 41 条)。
- ⑤ 「疑義通知」の導入:通常の報告閾値に達していなくても、疑わしい兆候があれば通知義務の対象となりうる。対象事業者は、発生又はそのおそれの発現から 24 時間以内に当局に通知する必要がある(RCG 26 条の 2 から 27 条)。
- ⑥ 年次研修と年次監査:顧客対応・特定や通知の提出・監査に関与する関係者に対して、少なくとも年に一度の研修プログラムの実施が義務付けられる(RCG 39 条の 2)。そのほか、新規採用者の選考手続については、新規採用者が AML 規制遵守に資する人材となることを定め、文書化する必要がある(RCG 39 条の 2 の 2)。また、法令遵守状況の監督(AML の対策義務の履行状況、内部管理体制の有効性確認)のため、少なくとも年に一度の監査の実施も義務付けられ、低・中リスクの場合は内部監査・統制部門が、高リスクの場合は独立した外部監査人が対応する(RCG 42 条から 51 条)。
- ⑦ 14 項目の文書化:KYC 基準、顧客のリスク評価メカニズム、リスク分類に応じた措置、PEP 特定・監視強化のための手続、逸脱検知メカニズム、通知・報告の提出手続、情報保全の仕組み、顧客の特定活動データ蓄積の仕組み、当局発行のリスト掲載者特定のための手続、コンプライアンス責任者の職務及び責任、研修プログラム、内部統制と監督・監査の仕組み、機密情報に関する措置、マニュアルの更新方法を含む少なくとも 14 の項目について、社内のマニュアルとして文書化する必要がある(RCG 37 条から 37 条の 2 の 3)。

AML 規則のアップデートの一部は 2026 年 11 月 30 日より施行され、UBO・リスク評価・KYC・自動監視・研修・監査などのルールは 2027 年から 2028 年にかけて段階的に施行される。各ルールの施行開始までの準備が不可欠となる。

4. 日本企業への影響

日本企業であっても、メキシコ現地法人・子会社・支店・JV 等のエンティティが、LFPIORPI の適用対象である「脆弱な活動」を行っている場合には、同法に基づく AML 規制の対象となりうるため、上記アップデートをふまえた体制(閾値該当性を含めた判定ロジックの見直し、内部ポリシーの策定、自動監視システム等)を整備する必要がある。違反時には罰金に加え、事業停止・営業許可取消し・刑事責任追及の対象にもなる可能性があるため、早期の対応が重要である。

また、自らは AML 規制の対象事業者ではない場合でも、AML 規制の対象事業者と取引を行う日本企業は、かかる AML 規制の対象事業者との取引の実現・継続のために、AML 規制の遵守に協力する必要がある。具体的には、UBO の特定のための資料や一層の KYC のための資料の提出が求められるなど、従前とは異なる手続が必要となりうる点に留意する必要がある。

5. まとめ

メキシコの AML 規制は、対象業種の拡大とともに、リスクベース・アプローチ、自動監視、研修・監査を含む「予防型」の規制へと変容している。日本企業は、現地法人の業務内容等を確認し、必要に応じて段階的な施行に対応するための体制整備を早期に進めることが求められる。

【メキシコ】 弁護士 <u>西山 洋祐</u> 弁護士 <u>藤田 琴</u>

II.【シンガポール】シンガポールにおける企業買収コードの改正について

1. はじめに

2026 年 6 月 16 日、シンガポール金融管理局(Monetary Authority of Singapore)(以下「MAS」という。)は、証券業評議会(Securities Industry Council)(以下「SIC」という。)の助言に基づき、公開買付け及び合併に関する規範(Code on Take-overs and Mergers)(いわゆる「Takeover Code(企業買収コード)」)の改正案を公表した。2019 年に企業買収コードが最後に改正されて以来、久しぶりの改正であり、その間の市場の発展及び国際的慣行の変化を踏まえた変更を含むものである。当該改正案は、2025 年に SIC が実施したパブリックコンサルテーションの内容を踏まえて公表され、改正後の企業買収コードは、その 1 か月後の 2026 年 7 月 16 日に施行されるに至った。

今回の改正は、主に、(i)取引保護措置(deal protection measures)を規制することにより、公開買付け及び合併における競争プロセスを保護すること、(ii)スキーム・オブ・アレンジメント(scheme of arrangement)の確実性及び適時性を向上させること、並びに(iii)投資家及び株主に対する開示を強化すること等を目的としている。

本稿では、企業買収コードの主要な改正点を中心に解説する。

2. 企業買収コードの適用

企業買収コードは、原則として、シンガポールにおける上場会社、上場ビジネストラスト及び REIT に適用されるものである。また、そのほか、50 名超の株主又は受益者を有し、かつ純有形資産が 500 万シンガポールドル以上の非上場会社及び非上場ビジネストラストにも適用される。

企業買収コードは、制定法とは異なり、それ自体としては法的拘束力を有しない。もっとも、同コードは、関連する当事者が一般的に遵守すべき行為基準を示すとともに、公開買付け及び合併取引において公正性をいかに実現し得るかについての指針を提供するものであり、上記のような対象会社が関わる企業買収を検討する際に、極めて重要なルールとして機能する。

3. 主要な改正点

今回の改正における主要な改正点は以下のとおりである。

① 取引保護措置に対するより厳格な規制

SIC は当初、取引保護措置(他の買収者の介入を防ぐための保護的な措置)及び関連する取決めの広範な禁止を提案していた。パブリックコンサルテーションを経て、SIC は、よりバランスのとれたアプローチを採用し、反競争的効果を抑えつつ、取締役会が取引保護措置を付与する裁量を維持することとした。最終的に規定された主な内容は、以下のとおりである。

- (i) 企業買収の対象会社が複数のブレイクフィー(break fee)¹の取決めに合意する場合、当該フィーの合計額が対象会社の企業価値の 1%を超えてはならないことを明確化したこと。
- (ii) 対象会社の取締役会は、ブレイクフィーが株主の最善の利益に資すると考える理由を SIC に説明する義務を負うこと。

¹ ブレイクフィーとは、一定の事由が発生し、買付けの実行が妨げられ、又は買付けが不成立となった場合に、対象会社が買付者に対して支払う金銭をいう。

- (iii) 対象会社の取締役会が買付者に対して排他的権利を付与する場合には、取締役会が競合する買付提案に関与することを可能にする「フィデューシャリー・アウト」(fiduciary-out)条項を含めなければならないことを明確化したこと。
- (iv) 対象会社が当初の買付者に対して競合する買付提案と同等又はそれを上回る条件を提示する機会を与えるマッチング・ライト(matching right)の行使期間は、7 暦日を超えてはならないとの指針を示したこと。

② スキーム・オブ・アレンジメントにおける確実性及び適時性の向上

スキーム・オブ・アレンジメントは、企業買収の対象会社が主導的に進められる英米法特有の組織再編制度である。当該手続においては、対象会社の株主がスキームの承認を投票する株主総会が実施されることになっているが、今回の改正により、当該総会は、スキームの公表から 6 か月以内に開催されなければならないこととなった。

加えて、スキーム・オブ・アレンジメントにおいては、裁判所の認可が必要になるところ、今回の改正により、裁判所の審理に先立ち、買付者及び対象会社の双方が、全ての条件が充足又は放棄されたことを SIC に確認するとともに、裁判所の認可がなされた場合にはスキームの条件に拘束されることを確約しなければならないこととなった。

これらの改正により、手続の長期化が防止され、必要な手続が完了した後に買付者が手続の実行を実質的に遅延又は妨害することができないようになることが期待されている。

③ 買付者の意向表明等に係る期限

企業買収コードの改正前においても、SIC は、暫定的な企業買収計画の公表を行ったものの長期にわたり意向を明確にしていない潜在的買付者に対し、自らの権限で期限を課するという実務的な運用を行っていた。今回の改正により、この実務を正式に成文化され、SIC が潜在的買付者に対し、SIC の指示から 28 日以内に、買付けを行う確固たる意向を公表するか、又は買付けを進めない旨を確認するよう義務付けられることが明示された。

④ 対象会社による対抗措置に対する規制の強化

今回の改正において、株主が買付提案を検討する機会を奪う結果をもたらし得る対象会社による対抗措置について、当該措置が企業買収コードに基づき株主の承認を必要とする場合、以下のルールに従うことが必要となった。

- (i) 対象会社の取締役会は、提案された行為の財務条件が公正かつ合理的であるか否かについて、独立の専門家の助言を取得し、当該助言を株主に開示すること。
- (ii) 対象会社の取締役会は、株主総会の開催時期について SIC との間で協議すること。
- (iii) 対象会社の取締役会は、提案された行為の詳細を株主に開示しなければならないこと。

上記に加え、今回の改正においては、対象会社が対抗措置として資産売却をする場合の要件、競合買付者間の情報の透明性、買付けに際してのソーシャルメディア及び動画の使用条件等についても、新たなルールが規定された。

本規則の全文は、MAS のウェブサイト(<https://www.mas.gov.sg/-/media/mas-media-library/s...ode-on-takeovers-and-mergers-16-june-2026.pdf>)において閲覧可能である。

4. まとめ

アジアにおいて企業買収及び投資活動を行い、又は今後行うことを検討している日本企業にとって、シンガポールの上場会社の買収も一つの選択肢となってくる可能性がある。企業買収コードは、当該上場会社の買収の際の重要な指針を規定するものとして極めて重要であり、今回の改正を通じ、その大きな指針が変更されたものではないが、企業買収の局面における株主の公正かつ平等な取扱いの観点から、さらにルールの整備が進んだものと考えられる。シンガポールの上場会社の買収を検討している日本企業にとって、本稿が改正の内容の概要を理解する一助となれば幸いである。

【シンガポール】
弁護士 高橋 玄
弁護士 ジェスリン コー

【セミナー】

- ✂ 西山洋祐弁護士及びホセ クルス パディージャ弁護士が株式会社情報機構運営のセミナーにて講演を行います。

2026 年 11 月 20 日(金)13:00-15:30

「スペインの医薬品及び医療機器に関する市場・規制の最新動向」

会場:オンライン開催

お申込み・お問合せ: https://johokiko.co.jp/seminar_medical/AB261142.php

- ✂ 龍野滋幹弁護士が株式会社プロネクサス運営のセミナーにて講演を行います。

視聴期間:2026 年 9 月 15 日(火)10:00~2026 年 11 月 13 日(金)17:00

「グループ会社管理の効率的メソッド」

会場:WEB 配信

お申込み・お問合せ: <https://ps.pronexus.co.jp/seminar/11867.html> (締切:11 月 2 日)

- ✂ 龍野滋幹弁護士が The Vista Partners 主催のセミナーにて講演を行いました。

日時:2026 年 9 月 9 日(水)14:10~14:30

イベント名:2026 日韓企業市場進出&投資フォーラム

講演タイトル:日本の M&A 弁護士から見た日韓 M&A の展望

会場:朝鮮パレスホテル

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 yasunari.fuke[at]amt-law.com
弁護士 安西 明毅 akitaka.anzai[at]amt-law.com
弁護士 池田 孝宏 takahiro.ikeda[at]amt-law.com
弁護士 高橋 玄 gen.takahashi[at]amt-law.com
※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。